

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年1月31日

徳島市監査委員	尾田正則
同	藤原晃
同	須見矩明
同	井上武

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

- | | |
|----------|---|
| 1 監査対象団体 | 一般財団法人 徳島市スポーツ協会（公の施設の指定管理者） |
| 2 所管部課 | 市民文化部 文化スポーツ振興課 |
| 3 対象期間等 | 令和5年4月1日から令和5年10月31日までに執行した公の施設の指定管理に係る出納その他の事務 |
| 4 指定管理 | |
| ア 施設名 | 徳島市立体操センター |
| イ 指定期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |
| ウ 指定管理料 | 令和5年度 3,337,000円 |

第2 監査の実施期間

令和5年11月15日から令和6年1月26日まで

第3 監査の方法

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、徳島市監査基準に準拠し、あらかじめ様式を定めて必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

第4 監査の結果

一般財団法人徳島市スポーツ協会の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、所管部課では、次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項について、必要な措置を講じたときは、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により所管部課に対し団体への適切な指導を求めた。

○所管部課（市民文化部 文化スポーツ振興課）

1 基本協定書締結の決裁において、決裁権者が適正でなかった。

事務決裁規程に基づき、基本協定書締結の決裁権者は、同規程の副市長以下の専決事項に記載されていないため「市長」とすべきところ、「部長」決裁としていた。

事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。